

島根県企業局建設工事等入札要領

平成30年3月14日

企 経 第 283 号

(趣旨)

第1条 島根県企業局が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の入札に当たり、島根県公営企業契約規程（昭和63年島根県公営企業管理規程第5号）のほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 建設工事等の入札については、この要領に定めるもののほか、次の各号に掲げる知事部局における建設工事等の入札要領の例による。

- (1) 島根県建設工事等入札執行要領（平成15年3月31日付け総発第537号、総管発第746号、管発第298号総務部長、農林水産部長、土木部長通知）
- (2) 島根県建設工事入札参加者選定要領（平成15年3月31日付け総発第538号、総管発第747号、管発第299号総務部長、農林水産部長、土木部長通知）
- (3) 島根県建設コンサルタント業務等入札参加者選定要領（平成15年3月31日付け総発第539号、総管発第748号、管発第300号総務部長、農林水産部長、土木部長通知）
- (4) 島根県建設工事一般競争入札執行要領（平成15年3月31日付け総発第540号、総管発第749号、管発第301号総務部長、農林水産部長、土木部長通知）
- (5) 島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成16年9月13日付け土総第754号総務部長、農林水産部長、土木部長通知）
- (6) 島根県建設工事簡易型一般競争入札執行要領（平成17年3月9日付け土総第1409号土木部長通知）
- (7) 島根県建設工事郵便入札執行要領（平成19年5月29日付け土総第224号土木部長通知）
- (8) 島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領（平成20年3月7日付け土総第1251号総務部長、農林水産部長、土木部長通知）
- (9) 島根県建設工事総合評価方式実施要領（平成20年3月31日付け土総第1391号土木部長通知）
- (10) 島根県建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式試行要領（平成20年8月27日付け土総第503号土木部長通知）
- (11) 島根県建設コンサルタント業務等の総合評価方式試行要領（平成21年3月31日付け土総第1172号土木部長通知）

(入札執行者等)

第3条 入札執行者等は、次のとおりとする。

- (1) 本局にあっては、入札執行者を経営課長、入札執行代理者を経営企画スタッフ担当職員とする。
- (2) 事業所にあっては、入札執行者を事業所長、入札執行代理者を管理部長又は管理課長とする。

(申請書及び資料の受付)

第4条 申請書及び資料の受付は、本局にあっては経営課、事業所にあっては管理課で行う。

(工事内訳書の確認)

第5条 工事内訳書の確認において疑義が認められた場合は、島根県企業局公正入札調査委員会に報告しなければならない。

(審査会等の構成員)

第6条 入札参加者指名審査会、競争参加資格委員会及び技術審査会（以下「審査会等」という。）は、それぞれ次の表の右欄に掲げる各職の委員をもって組織する。ただし、必要に応じて、本局技術審査会においては、建設工事等を執行する事業所の長を加えることができる。

(1) 入札参加者指名審査会

入札参加者指名審査会	委員
本局入札参加者指名審査会	局長、次長（技監を置く場合にあつては、技監）、課長、室長及び調整監
本局施設課入札参加者指名審査会	課長、室長、調整監、グループリーダー及び企画幹
事業所入札参加者指名審査会	所長、部長及び課長

(2) 競争参加資格委員会

競争参加資格委員会	委員
本局競争参加資格委員会	局長、次長（技監を置く場合にあつては、技監）、課長、室長及び調整監
本局施設課競争参加資格委員会	課長、室長、調整監、グループリーダー及び企画幹
事業所競争参加資格委員会	所長、部長及び課長

(3) 技術審査会

技術審査会	委員
本局技術審査会	施設課長、室長、調整監、グループリーダー及び企画幹
事業所技術審査会	所長、部長及び課長

（審査会等の審査範囲）

第7条 審査会等の審査の範囲は、それぞれ次の表の右欄に掲げる建設工事等について審査を行う。なお、「測量、建設コンサルタント業務等」とは建設工事等の業務のうち建設工事を除く業務をいう。

(1) 入札参加者指名審査会

入札参加者指名審査会	建設工事等
本局入札参加者指名審査会	2億円以上の建設工事又は4,000万円以上の測量、建設コンサルタント業務等
本局施設課入札参加者指名審査会	本局が執行する2億円未満の建設工事又は4,000万円未満の測量、建設コンサルタント業務等
事業所入札参加者指名審査会	事業所が執行する2億円未満の建設工事又は4,000万円未満の測量、建設コンサルタント業務等

(2) 競争参加資格委員会

競争参加資格委員会	建設工事等
本局競争参加資格委員会	2億円以上の建設工事又は4,000万円以上の測量、建設コンサルタント業務等
本局施設課競争参加資格委員会	本局が執行する2億円未満の建設工事又は4,000万円未満の測量、建設コンサルタント業務等
事業所競争参加資格委員会	事業所が執行する2億円未満の建設工事又は4,000万円未満の測量、建設コンサルタント業務等

(3) 技術審査会

技術審査会	建設工事等
本局技術審査会	本局審査会及び本局施設課審査会において審査する建設工事等
事業所技術審査会	事業所審査会において審査する建設工事等

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

- (1) 島根県企業局建設工事入札参加者選定要領
- (2) 島根県企業局建設コンサルタント業務等入札参加者選定要領（平成15年3月1日企総第306号制定）
- (3) 島根県企業局建設工事等入札執行要領
- (4) 島根県企業局建設工事一般競争入札執行要領（平成13年4月1日企総第148号制定）
- (5) 島根県企業局建設工事簡易型一般競争入札執行要領（平成17年4月1日企総第939号制定）
- (6) 島根県企業局建設工事郵便入札執行要領（平成19年6月1日企総第91号制定）